

国 総 建 第 4 2 号
平成23年5月20日

社団法人日本建設業連合会会長
社団法人全国建設業協会会長
社団法人日本建設業経営協会会長
社団法人日本道路建設業協会会長
社団法人全国中小建設業協会会長
社団法人全国解体工事業団体連合会会長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

東日本大震災に係る災害廃棄物の撤去の迅速な実施への協力について（要請）

貴団体におかれましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対策等へのご協力に感謝申し上げます。

東日本大震災に係る災害廃棄物については、政府の被災者生活支援チームの下に設置された「災害廃棄物処理等の円滑化に関する検討会議」における検討を経て、5月16日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課から「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）について」が関係県廃棄物行政主管部（局）宛に通知されました。

また、5月20日には、政府の緊急災害対策本部において「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」が決定されました。

ここでは、生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）について、8月末までを目途に概ね撤去するとされましたが、この円滑な推進のためには、建設機械の調達や人材の確保など、建設業界の協力が重要であります。

つきましては、貴団体におかれましては、関係地方公共団体から、迅速な撤去の執行体制の確立などについての協力要請等があった場合には、迅速に対応して頂きますようお願いいたします。